

質問事項に対する回答書

件名：川崎市地域子育て支援センター(連携型)事業業務委託

No.	質問事項	回答
1	連携するにあたり報告等で使用する様式を見せたいです。	参加意向申出書を御提出いただき、提案資格を確認できた団体様に提案資格確認結果通知と併せて送付させていただきます。 なお、様式についてはこども家庭センター等と調整を逐次行っておりますので、若干の修正が加わる可能性があります。
2	子ども家庭センターに連携することについて、相談された保護者の承諾を得る必要の有無を教えてください。	個人を特定可能な情報をやり取りする際には、保護者の同意を得る必要があります。 ただし、虐待が疑われる場合等、緊急時を除きます。
3	市のHP等で「相談機関」として広報される際に、「専門家」がいるような機関として紹介されるようなことはありますでしょうか。	地域子育て相談機関の広報としては、当該施設に「専門家」がいて、そこで悩み等が解消するというものではなく、既存の各施設(地域子育て支援センター、保育・子育て総合支援センター、地域みまもり支援センター等)が連携し、相談を適切な場所へつないでいくことを主とした内容とすることを想定しております。
4	支援センターから情報共有した親子さんについて、その後のサポートや経過についてフィードバックをしていただけるのでしょうか。	保護者の同意を得られた範囲でとはなりますが、その後のサポートや経過について相互に情報共有し、その後の見守り等に生かしていくことを想定しております。
5	気になる親子さんの情報を提供した際、すでにこども家庭センターも把握されている親子さんだったというような場合、こちらにもどのような心配事がある親子さんなのかを情報共有していただけるのでしょうか。	4番と同様、情報はこども家庭センターと相互に共有することを想定しております。
6	連携型地域子育て支援センターとしての業務なので、基本的には電話を受ける場合も開室時間内のみの対応でよろしいでしょうか。	開室時間のみの対応で問題ありません。
7	子育て世帯という大きな枠ですが相談内容等の報告には乳幼児親子以外の相談も含めるのでしょうか。	地域子育て支援センターの利用対象は、引き続き妊娠中から就学前までとなりますが、地域子育て相談機関を含む川崎市としての子育て支援は学齢期以降も当然に対象です。川崎市として学齢期以降の相談先として地域子育て支援センターを積極的に推すことはございませんが、もし相談が寄せられた場合には、相談内容に応じた窓口を御案内ください。 なお、案内先の窓口の情報等については、受託事業者決定後、別途ガイドライン等によりあらかじめ情報共有をさせていただきます。